

貧困下で暮らす子どもたち

貧困はさまな形をとって現れ、いくつもの側面を持つ。貧困は、生存・発達・費うこと生にののために必要な力を子どもたちから奪うことのできまれて変をも時代のあらゆる側面を脅かすもののよる格差を固定化または拡大してするとといるをが平等な機会を享受できなくするとといるとなが平等な機会を享受できな環境をよび偏に置く。貧困は、子を受けやすい立場に置く。貧困は、不見してが子でもを搾取、に置く。貧困は、不見してが子でもを搾取に置く。対しているのでもをがいる。

子ども時代の貧困はおとな時代の貧困の根本的原因となる。貧しい環境で育った子どもは貧しいおとなになることが多く、自分の子どもも貧困の中で育てることになる。この世代間の循環を断ち切るためには、子どもたちの貧困を削減することが**絶対**に必要である。

貧困は子どもたちから必要不可欠な 財・サービスと機会の両方を奪う

子どもの貧困を削減するということは、生存お よび正常な成長・発達のために必要な財・サービ スに対する子どもの権利を充足させるということ である。また、不利な立場に置かれた子どもたち が社会に参加する機会を向上させるということで もある。この2つはおたがいに補完し合う事柄で あり、両者が合わさってこそ、子どもの貧困に人 権問題として対処できるのである。まず生存・健 康・教育に関わる子どもたちの権利を保障するこ となくして、また、安全な水へのアクセスや十分 な栄養といった必要不可欠な財・サービスを提供 することなくして、平等な機会について語ること はできない。しかし、これらの権利がたとえ保障 されたとしても、平等な機会の恩恵を受けられな ければ子どもたちは依然として相対的に権利を剥 奪された状態にあるし、保護的な環境が整えられ

要約

「アからほか ま 貧困下で暮らしている子どもたちは多くの権利を奪われる状況に直面する。生存、健康・栄養、教育、参加、危害・搾取・差別からの保護などである。10億人以上の子どもたちが、生存・成長・発達のために必要不可欠な財またはサービスを少なくともひとつは奪われており、数百万人の子どもたちが、栄養、水、衛生設備、基本的な保健サービスへのアクセス、十分な居住環境、教育および情報を深刻なまでに剥奪されている。ジェンダーによる差別は、深刻な剥奪が目に見える形で表れたものであり、なおかつその根本的要因のひとつでもある。絶対的剥奪が少ない国々でさえ、家族の所得・財産の面で相対的剥奪があることは、子どもたちに平等な機会が与えられていないことを意味している。

安全・尊厳に対する権利を否定されている子どもたちも貧困状態に置かれている。毎年数千万人の子どもたちが搾取・暴力・虐待の被害者となり、子ども時代を 奪われ、持って生まれた可能性を全面的に発揮することができずにいるのである。

何をなすべきか: 資困には多くの側面があり、したがってその削減のためには統合的かつ多角的アプローチが必要である。これには次のような行動が含まれる。

- ●子どもの貧困を定義し、そのひどさを測定すること。子どもの貧困は家族の所得という観点だけでは理解できないことを受け入れなければならない。貧困への対応は、子どもが貧困をどのように経験しているかという観点にもとづくべきである。
- 貧困削減戦略において子ども時代を保護するための行動が優先されるようにすること。貧困削減戦略においては、子どもの権利の充足と、子どもとその家族の権利剥奪・保護に関わる主要な問題への対応に強い焦点が当てられるべきである。
- 基本的な社会サービス・教育サービスを拡大し、すべての子どもがアクセスできるようにすること。より多くの子どもたちが基本的な保健ケアおよび教育を利用できるようになった国々では、たとえ経済危機・財政危機の最中にあっても社会サービスへの支出を進んで増加させている。
- •目標を設定し、関係する人々を動員すること。すべての関係者が開発目標の達成に寄与しなければならない。世界は、子どもたちが経験している貧困の多くの側面を解決しようとするミレニアム開発目標と「子どもにふさわしい世界」の達成に遅れをとっている。
- ■家族の役割を促進すること。家族は子どもを保護する最前線である。家族から離れれば離れるほど、子どもたちはますます危険に晒されやすくなる。
- ジェンダーによる差別を解消すること。女性の経済的な不安定さに対応できるよう な労働市場と財政政策を追求することも、子どもの貧困を緩和するうえで役立つ。
- コミュニティによる解決とコミュニティの参加を奨励すること。 貧困削減に成功 している開発途上国は、コミュニティの参加をますます奨励するようになってい る。子どもたちも、どうしたら貧困を削減することができるかという議論に貢献 するよう奨励されるべきである。

ていなければ子どもたちは搾取の危険に晒されることになる。

貧困削減の面で前進した国々の教訓を見れば、包括的アプローチが必要であることがわかる。それを構成するのは次の5つの主要なステップである。

- ●貧困の問題を概念的にとらえること。
- 概念上の定義にしたがって貧困の数量化を図る こと。
- ●行動の必要性と範囲を明らかにすること。
- ●明確な目標に向けて関係者を動員すること。
- 貧困およびその根本的要因をなくすための努力 が途絶えないよう意識を持ち続け、パートナー シップを構築すること(*)。

子どもの視点から貧困を理解する

効果的な貧困削減戦略を立案するためには、子 どもが貧困をどのように経験しているかを理解す ることが必要不可欠である。本章では、国際条約 や先進的研究に示唆を受けながら、上記の5項目 の枠組みにしたがって記述を進める。まず、子ど もの視点から見て何を貧困と考えるべきかという 点について、世界的にあてはまる概念を導入する。 次に、この概念を念頭に置きつつ、国際的な比較 が可能な新たなデータを検討し、子どもたちが経 験する貧困を測定する。わかっていることには相 当の隔たりがあるものの――国際社会はこれに緊 急に対応しなければならない――、いまある証拠 からも多くの教訓が得られ、全体としては行動を 起こすことができる膨大な領域があることは明ら かである。子どもたちから子ども時代を奪う貧困 をうまく削減してきた国々の積極的経験を振り返 りながら、本章の最後に、国際社会は子どもの貧 困のもっとも憂慮すべき側面を解消するために必 要な知識をすでに有しているという結論を提示す る。ミレニアム開発目標と「子どもにふさわしい 世界」に示された明確な具体的目標に沿って、関 係者――ドナー、各国政府、コミュニティ、国際 機関---は国家開発戦略や貧困削減戦略ペーパー (PRSP) を組み立て、それを政府予算や外部か らの支援に反映させることができるのである。必 要なのは、政治的優先順位をさらに高めることに ほかならない。子どもたちが貧困をどのように経

験しているかという点について意識を高め、あらゆる関係者がそれに応じた行動をとるのだ。

子どもの貧困を定義する

貧困は単なる物質的剥奪ではない

国連は、貧困を、「十分な生活水準ならびにその他の市民的、文化的、経済的、政治的および社会的権利を享受するために必要な資源、能力、選択肢、安全および権限を持続的にまたは慢性のに奪われていることが特徴である人間の状況」してとらえている②。貧困は基本的な財およびサービスの剥奪であると同時に、人々の選択肢を広げ、可能性を完全に発揮できるようにしてくれる人権のその他の重要な要素――休息・余暇、暴力・紛争からの保護など――の欠乏も含むのである。子どもたちは精神的・身体的・情緒的・霊的発達を力をもたちは精神的・身体的・情緒的・霊的発達を持なう環境として貧困を経験していった伝統的な形にあるの低さや消費水準の低さといった伝統的ながたりわけ重要となる。

子どもたちが経験する貧困にはおとなとは 異なる側面がある

子どもの貧困が貧困一般から区別して論じられ ることはまれであり、その特別な側面もほとんど 認識されていない。ユニセフは以前から、貧困に よってもっとも大きな打撃を受けるのは子どもた ちだと主張してきた。人生の最善のスタートを ――とくに最初の数年間に――切ることがすべての 個人の身体的・知的・情緒的発達にとって決定的 に重要である以上、乳幼児期における貧困は結果 として生涯にわたる困難にもつながりうる。貧困 層に占める子どもたちの割合は人口比に照らして も不相応に多い。開発途上国は子どもの人口が多 い傾向にあり、所得が少ない家庭には豊かな家庭 よりも多くの子どもがいるのが一般的である。し かし子どもの貧困を扱った調査研究はとても十分 とは言えない状況にあり、定義・測定をめぐる多 くの問題はいまだに解決されていない。

貧困は子どもたちから権利を奪う

貧困下で暮らしている子どもたちは 康・栄養、教育、参加、危害・搾取・ 差別からの保護などである。

生存:貧困は、生存という子どもの権 利を危機に晒すことによって、子ども 時代をもっともはっきりした形で脅か している。乳児の生命を救い、母子の 健康を守るための闘いは一貫して国際 開発関連機関の関心事の中心であり、 ユニセフにとっても依然として最重要 課題のひとつである。後発開発途上国 で生まれた子どもの6人に1人は5歳 前に死亡している。これに対し、豊か な国々では167人に1人である(a)。平 均すれば、開発途上国の人口のうちで も、もっとも貧しい20%に属する子ど もは、同じ国でもっとも豊かな20%に 属する子どもよりも、5歳前に死亡す る確率が少なくとも2倍は高い (b)。 もっとも貧しい(そして通常は農村部 の) 地域には保健施設がほとんどある いはまったく存在せず、治療のための 搬送手段もほとんどないのである。

健康・栄養: 貧困のために、数百万人 の子どもたちが安価な医薬品やワクチ ンで容易に予防・治療できる病気に晒 され、子ども時代が脅かされている。 ありふれたワクチンを接種されなかっ たために死亡する5歳未満児はいまな お毎年200万人にのぼり(๑)、開発途上 国における5歳未満児の死亡は、10件 のうちの約7件がいくつかの限られた 要因(急性呼吸器感染症、下痢、はし かまたはマラリア)によるものである。 このうち半数近くに栄養不良が関わっ ている^(d)。微量栄養素の欠乏も関係し

命そのものは脅かされなくとも、乳幼 権利の多くを奪われている。生存、健 児期の栄養不良は発育阻害または障害 を引き起こしかねず、脳の発達や子ど もの学習能力も阻害して、人生の可能 性を開花させるのに極めて重要なスキ ルを獲得する力が損なわれてしまう。 清潔な水および適切な衛生設備が利用 できないことも、病気の蔓延、栄養不は、子どもが、自分自身の未来を切り 良の悪化、健康の喪失につながる。

> 教育:初等教育就学年齢に相当する子 に通っていない。このような子どもた ちが貧困によって教育に対する権利を 奪われているのは、家族が学校にかか る費用を負担できないためであったり、 国家資源の乏しさゆえに学校設備を十 分に整備できないためであったり、食 卓に食べ物を並べるために子どもたち が働かなければならないためであった 過半数を占めているのは、経済的困窮 時に真っ先に学校に通えなくなること が多い女子である。うまく就学できた としても、ジェンダーによる偏見が根 強く残っていたり、家事分担のために しばしば休まなければならず、学業が 男子ほど進まない場合がある(f)。

保護:貧困は、子どもたちの生活を脅 かすと同時に、子どもがその他の危険 に晒される可能性も高め、有害な児童 労働や子どもの人身売買などの暴力的・ 搾取的状況を促進する。子どもを売っ て奴隷や性的搾取の犠牲にする犯罪者 は、快適な郊外でターゲットを探した りはしない。最貧層が住む粗末な小屋 が並ぶ町や、もっとも恵まれない立場 に置かれた農村部を当たるのである。 ており、たとえばビタミンA欠乏症の このような地域では、じわじわと締め 子どもは死亡の確率が25%高い(*)。生 つけてくる貧困により、子どもたちが

虐待を受ける可能性が高まる。

参加:保健ケア、教育、安全へのアク セスを保障されていない子どもは、家 族やコミュニティの決定に貢献する力 も身につけることができない。国内の、 あるいは国際的な開発プロジェクトで 開く主体的な参加者ではなく、慈善を 施してもらう受け身の存在として位置 づけられることが多いし、子どもに利 どものうち 1 億2,100万人以上が学校 益をもたらすための戦略に子どもたち の声が反映されることもあまりない。 しかし、貧困は子どもたちに沈黙を強 いるのと同時に、それを削減すること は子どもたちに力を与えることにもつ ながりうるのである。たとえばホン ジュラスやベトナムといった国々で は、セーブ・ザ・チルドレンが後援し た協議を通じ、大人たちが策定する貧 りする。学校に行っていない子どもの 困削減戦略ペーパー等の政策に対して 子ども・若者が貴重な貢献をすることが できた (g)。

貧困下の子どもの作業定義

貧困削減戦略の質を高める一歩として、『世界子供白書2005』は次のような「貧困下の子ども」の作業定義を提案する。

「貧困下の子どもは、生存し、発達しかつ豊かに 生きていくために必要な物質的、精神的および情 緒的資源の剥奪を経験し、それによって、権利を 享受し、持って生まれた可能性を全面的に発揮し、 または社会の完全かつ対等な構成員として参加す ることができなくなっている|

この定義が示唆するのは、子どもたちがその手で、頭で、心で経験している貧困は相互に関連とれているということである。物質的貧困――たりは、養のある食事をとらずに1日を始めたりは、養物働に従事することを余儀なくされたりまるでは、身体的成長だけではなく、認知知能をしたがほとんど与えられない環境で暮らせば、最がほとんど与えられてしまいかねない。貧困は、大物質的に豊かな世帯で成長しても、その積困して社会に参加させ、子どり、その可能性を抑制することにより、テとり、その可能性を抑制することにより、テとり、またしめるのみならず、そのディスエンパワーを苦しめるのみならす。

貧困は子どもたちから権利を奪う

貧困によって子どもたちがどのようにその可能 性を全面的に開花できなくなっているのか、また コミュニティの対等な構成員として参加すること を妨げられているかを探ることは、貧困削減の鍵 となる一歩である。貧困下で暮らしている子ども たちは、生存、健康・栄養、教育、参加、危害・ 搾取・差別からの保護などの権利の多くを奪われ ている(17ページのパネル「貧困は子どもたちか ら権利を奪う」を参照)。このような権利の剥奪 は、短期的には苦しみを引き起こし、長期的には 成長を妨げるものである。こうした剥奪は3つの 根本的要因、すなわち世帯所得の低さ、物理的な 社会基盤の貧弱さ、および諸制度の弱さと関連す る傾向にある。物理的な社会基盤が貧弱なのは、 公的投資が低い水準でしか行われていないためで あることが多い。

子どもの貧困を測定する

多面性を持つ貧困――死亡率、有病率、飢餓、非識字、住む場所や力がないことなど――をひとつの尺度にまとめることはむずかしい。貧困を測る測定基準としてもっとも幅広く用いられているもののひとつは、世界銀行が1990年に導入し、購買力平価として表される、1人あたり所得1日1ドルという基準である③。これは、飢餓に関する測定基準とともに、貧困削減についての進展を測定するものとしてミレニアム開発目標で採用された2つの具体的目標のうちのひとつとなっている④。

国連開発計画(UNDP)の人間開発指数と、そこ から派生した貧困測定基準である人間貧困指数は、 人間の豊かさを所得によって測定しようとする基 準に対抗するものである。両者はそれぞれ、人間 の能力と人間の権利剥奪に焦点を当てている⑤。 ミレニアム開発目標のうち生存、健康、教育およ びジェンダー関連の目標を達成すれば、人間貧困 指数で測定される貧困は相当に削減されることに なろう。人間開発指数と、1人あたり国内総生産 (1人あたりGDP) のような所得による貧困測定 基準を比較することにより、1人あたり所得が同 じ水準にある国々の間でも人間開発の水準は大き く異なる場合があることがわかってきた⑥。この ことは、たとえ急速な経済成長を生み出すことが できなくとも、非識字や健康面での問題に対応す る余地が低所得諸国に残されていることを示唆す るものである。

とはいえ、世界銀行が採用する所得による測定 基準も、国連開発計画の複合指数も、幅広い意味 での貧困を測定するうえで重要ではあるものの、 子どもの貧困を評価するためにとくに立案された ものではない。また、いずれも多くの長所を有し ているものの、貧困を経験している子どもの数を 示すものでもなければ、子どもの権利の剥奪に直 接焦点を当てているわけでもない。

子どもにとっての剥奪の操作的定義

理論上考慮すべきことと利用可能な データの有無とを鑑み、ブリストル大 学とロンドン・スクール・オブ・エコ ノミクスが実施した研究では、子ども にとっての深刻な剥奪を定義する具体 的方法として次の基準が用いられた。

栄養: 身長・体重が、年齢にふさわ しい身長・体重についての国際参照人 口の中央値よりも3標準偏差を超えて 低い子ども。

飲料水: 飲み水として地表水しか利用できない子ども、または最寄りの水源が15分以上離れた場所にある世帯に暮らしている子ども。

衛生設備: 住居の近くでいかなる種類の排泄設備も利用できない子ども。

健康: いかなる疾病についても予防 接種を受けたことがない子ども、また は最近下痢になったがいかなる診察・ 治療も受けなかった乳幼児。

住居: 1部屋あたりの住人が6人以上または床がむき出しの住居に住んでいる子ども。

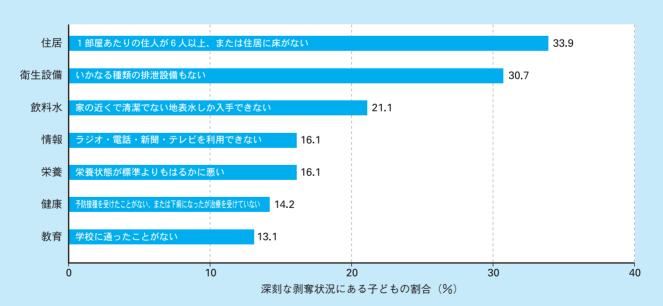
教育: 一度も学校に通ったことがない7~18歳の子ども。

情報: 自宅でラジオ・テレビ・電話・新聞のいずれも利用できない3~18歳の子ども。

このうち、単純な二者択一で答える ことができるのは教育・情報の剥奪の みであり、残りは程度問題となる。た とえば何らかの食べ物や水には事実上すべての子どもがアクセスできているため、研究にあたっては、程度の異なる剥奪状態が連続している中のある一点で恣意的な線を引くことにより、このような条件は受け入れることができないとほとんどの人が考えるである。 実際、上記ほど深刻ではない剥奪の生存を阻害し、子どもの生存を阻害し、子どもの生存を組ましていると結論づけるのが妥当である。

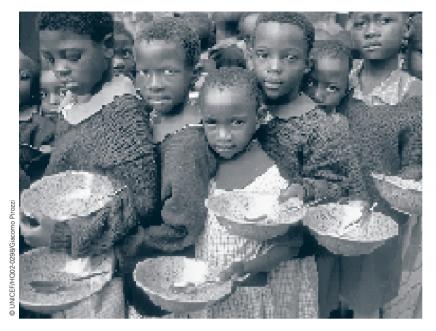
100ページの注参照。

図2.1 開発途上国の子どもの深刻な剥奪状況(剥奪の種類別)



年齢層: 教育:7~18歲、情報:4歲以上、栄養:5歲未満。

出典:Gordon, David, et al., *Child poverty in the developing world*, The Policy Press, Bristol, UK, October 2003. 注:同研究で利用されたデータを、人口保健調査(DHS)および複数指標クラスター調査(MICS)を活用して更新した。



深刻な剥奪としての子どもの貧困

剥奪の概念は、子どもを取り巻く環境に焦点を当て、子どもが生活・成長する環境の属性として貧困を位置づけようとするものである。1990年代中盤から後半にかけて実施された世帯統計調査により、子どもたちが必要不可欠な財・サービスをどれほど剥奪されているか、その国家間比較が可能となった(*)。この調査のきっかけは、1995年の世界社会開発サミットに出席した117カ国が、貧困を人権問題としてとらえて取り組んでいくという決意を示したことである。

ユニセフの委託によりブリストル大学とロンド ン・スクール・オブ・エコノミクスが最近実施し た実証的研究は、7つの分野における深刻な剥奪 により、開発途上国の子どもたちがどのような影 響を受けているかという点について検討した。そ の7つの分野とは、十分な栄養、安全な飲料水、 一定水準の衛生設備、健康、住居、教育および情 報である®。同研究は「深刻な剥奪」について、 この種の調査で通常採用されているものよりも厳 格な解釈を用いている(19ページのパネル「子ど もにとっての剥奪の操作的定義」参照)。たとえ ば同研究では、教育の機会を深刻に剥奪されてい る子どもとは学校にまったく通ったことがない子 どもを意味しており、より幅広く用いられている 「初等教育を修了していない状態」という概念は 採用されていない。このようにきわめて限定的な 定義に依拠したのは、子どもの権利を阻害してい ることがだれの目にも明らかな水準にある剥奪を 測定するためである。

10億人の子どもたちがひとつまたは複数の 極端な剥奪に苦しんでいる

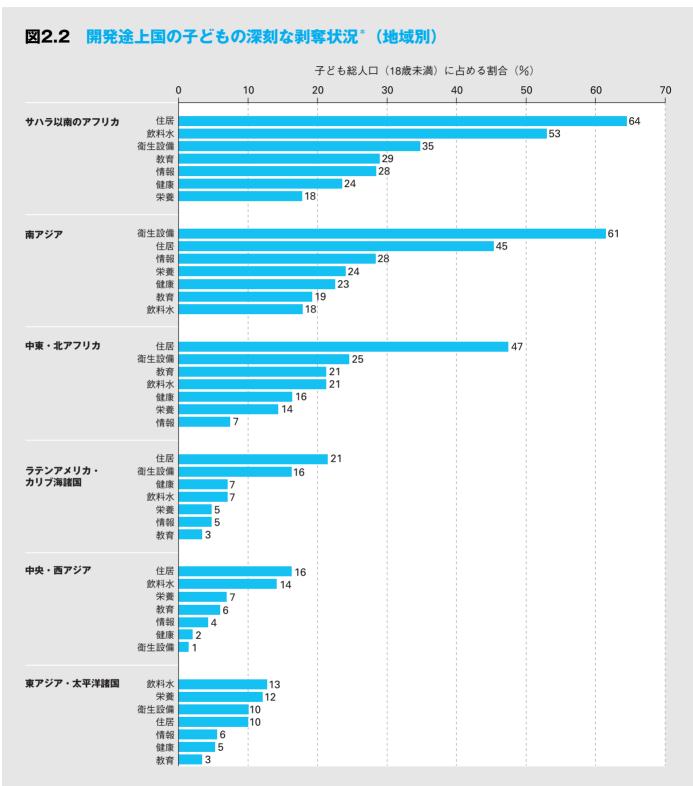
本研究は、10億人を超える子どもたち―開発途上国の子どもの半数以上―が少なくともひとつの形態の深刻な剥奪に苦しんでいるという結論に達した。2人に1人の子どもが人生における最低限の機会さえ奪われているというのは憂慮すべき事実である。さらに、同様の基準を用いることにより、2つ以上の形態の深刻な剥奪に苦しんでいる子どもはおよそ7億人にのぼることも明らかになった。

栄養の剥奪:開発途上国の5歳未満児の16%超が深刻な栄養不良である。9,000万人にのぼるこれらの子どものほぼ半数が南アジアに住んでいる。このような子どもの多くは貧血・虚弱であり、病気にかかりやすく、ほとんどは出生時にすでに低体重だった。学校に行ったとしても学習上の問題を抱える子どももいるだろう。このような子どもたちは、生涯を通じて最貧困層に留まり続ける可能性が高い。

飲料水の剥奪: およそ4億人の子ども──平均すれば開発途上国の子どもの5人に1人──が、安全な水にまったくアクセスできない。状況がとくに深刻なのはサハラ以南のアフリカである。エチオピア、ルワンダ、ウガンダといった国々では、子どもの5人に4人が不衛生な地表水を利用するか、安全な水源まで15分以上歩く必要がある。飲料水の深刻な剥奪に直面する割合は、農村部(27%)のほうが都市部(7%)よりも相当高い。安全な水を手に入れられないことは疾病の主要が収入の出席率や勉学にも影響を及ぼす。水を探して遠くまで歩かなければならない子ども(主に女子)は、実質的に学校に通えなくなることが多い。

衛生設備の剥奪: 開発途上国の子どもの3人に1人―5億人を超える子どもたち―はいかなる種類の衛生設備にもまったくアクセスできていない。ここでも、問題がとくに顕著に表れているのは農村部である。衛生設備を利用することができなければ子どもが病気になるおそれは劇的に高まり、子どもの生存の可能性を脅かすとともに、学校教育から最大限の恩恵を受けることができる人が腸内に寄生虫を抱えており、そのために学習能力をむしばまれていることがわかっている。

健康の剥奪:約2億7,000万人の子ども、すな



*剥奪の定義については図2.1 (19ページ) 参照。

年齢層: 教育:7~18歳、情報:4歳以上、栄養:5歳未満。

出典:Gordon, David, et al., Child poverty in the developing world, The Policy Press, Bristol, UK, October 2003.

注:同研究で利用されたデータを、人口保健調査(DHS)および複数指標クラスター調査(MICS)を活用して更新した。

わち開発途上国の子どもの14%強は保健サービスにまったくアクセスできていない。南アジアとサハラ以南のアフリカでは4人に1人の子どもが6種類の主要な予防接種をひとつも受けていないか、下痢になっても治療を受けることができない状態にある。

住居の剥奪:開発途上国の6億4,000万人を超える子どもたちが住居の深刻な剥奪を経験している。もっとも深刻な剥奪を経験しているのは、明らかにサハラ以南のアフリカの子どもたちである。しかし、適切な住居を利用できない状態は南アジアおよび中東・北アフリカでも広がっている。中東・北アフリカでは、農村部の子どもが住居を剥奪される割合は都市部の子どもよりも4倍以上高い。

教育の剥奪: 1億4,000万人を超える開発途上国の子ども—7~18歳の年齢層の13%—が、学校に一度も行ったことがない。サハラ以南のアフリカの女子について言えばその割合は32%であり、男子も27%が就学の機会を逸している。他方、中東・北アフリカの農村部の子どもについて言えばその割合は33%となる。ジェンダーによる格差がもっとも大きいのも中東・北アフリカ地域であり、女子の34%および男子の12%が一度も学校に行っていない。南アジアでもこの割合が不利な立場に置かれている状況の主な要因となっている。世界全体で見ると、女子の16%および男子の10%がまったく学校に行ったことがない。

情報の剥奪: 開発途上国の3億人を超える子どもがテレビ、ラジオ、電話または新聞にまったくアクセスできず、情報を剥奪されている。情報にアクセスすることができなければ、子どもたちは、権利や機会について知ることができるしくみや社会に効果的に参加する能力を含む、広い意味での教育を奪われるのである。

ある面での剥奪は他の剥奪を 悪化させることが多い

同研究では、不利益が重なり合い、おたがいに 強化し合っていることも確認された。衛生設備が なければ子どもが利用する水は汚染される。栄養 が貧弱であれば子どもは病気にかかりやすく、下 痢をしやすくなるし、治療を受けられなければ今 度はさらに体重が減ったり病気への抵抗力が衰え たりする。十分な食べ物を得ていなかったり、し ばしば病気になったり、あるいは安全な水、しかるべき住居、十分な衛生設備にアクセスできない子どもは、学校でもより多くの問題に直面する可能性が高い。住居面で深刻な剥奪状況にあり、貧しい地域の、人が多すぎる家で暮らしている子どもは、たとえ近くに学校があったとしても教育内容を吸収できない場合があるだろう。

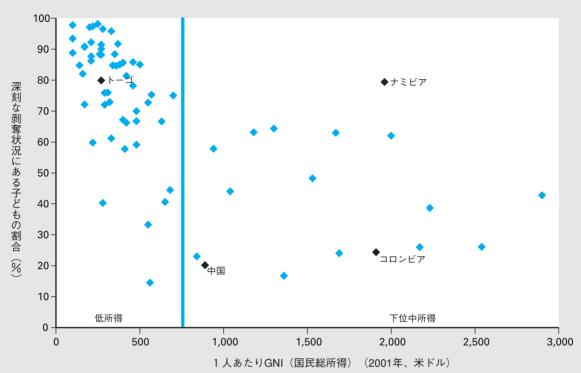
農村部の子どもはこのような極端な形態の 剥奪にいっそう晒されやすい

開発途上国の農村部に住んでいる子どもは、平均して、必要不可欠な財・サービスを深刻に剥奪される可能性が都市部の子どもよりも2倍高い。また、栄養を深刻に剥奪される可能性もほぼ2倍であり、学校にまったく通わない可能性は3倍である。もちろん、都市部の子どもたちがみんな同じ生活条件を享受しているわけではない。たとえば無断居住者地区で暮らしている子どもは農村部の子どもよりもはるかに劣悪な状況に直面している場合がある®。

子どもの深刻な剥奪は低所得国だけの 問題ではない

ブリストル大学とロンドン・スクール・オブ・ エコノミクスの研究は、開発途上国の子どもたち が経験している、必要不可欠な財・サービスの剥 奪に焦点を当てている。憂慮すべき知見のひとつ は、極端な貧困下にある子どもの多くは国民所得 水準がかなり高い国に住んでいるということであ る。次のページの図2.3で、低所得国と中所得国 の両方における深刻な剥奪の水準を総合して示し た。国民所得がひとつの要因であることは明らか で、平均すれば低所得国のほうが中所得国よりも 剥奪率が高い傾向にある。しかし、中所得国の子 どもも相当数が依然として深刻な剥奪に晒されて いるのである。たとえば、中国とコロンビアでは 剥奪の水準はほぼ同じだが、国民1人あたりGNI (国民総所得) は後者のほうがはるかに高い。逆 に、コロンビアとナミビアでは国民1人あたり所 得はほぼ同じ水準なのに、剥奪の水準は顕著に異 なる。ナミビアにおける剥奪の水準は、はるかに 貧しい国であるトーゴとおおむね同じなのであ る。

図2.3 開発途上国の子どもの深刻な剥奪状況(国の所得分類別*)



低所得:745ドル以下(2001年、国民総所得)

下位中所得:746~2,975ドル (2001年、国民総所得)

*一部の国々

出典:Gordon, David, et al., *Child poverty in the developing world*, The Policy Press, Bristol, UK, October 2003. 注:同研究で利用されたデータを、人口保健調査(DHS)および複数指標クラスター調査(MICS)を活用して更新した。

ジェンダーによる差別は 深刻な剥奪の根本的要因のひとつである

教育・食糧・保健サービスへのアクセスが不十分であることは、女性とその子どもにとって特別な意味を持つ。学校にまったく通ったことがない子どもの数にほとんどの地域で男女の間に直立となりであることは、女子・女性が差別に直面していることを如実に示す証拠である。ジェンターによる差別が子どもの貧困を生みだす主要な要因のひとうに獲得・評価・配分されるかは、世帯および社会における男女間の力の関係次第なのである。(10)(24ページのパネル「子どもの福祉と母親の財産」参照)。

子どもの福祉と母親の財産

ビナ・アガルワル

子ども時代に人間味豊かな能力が十 分に発達するかどうかは、いからるかと を子どもと無縁のものにできるく依存している。財産、とくに土地や住居スではとない。 ないる。財産にほとんどれた子どをはいる。財産にほとれた子どをはないではといてでは、 をはいるでは、といてでは、めることでは、の開発に置いて、 を当まれて人途との前れるのでは、かないかさくなりがなる。 がなりいさくなりがきないのであったがいいいではではであっている。 がなりいさくなりがきないであったいい。 地域で住居の質が貧弱であったいい地域で住居の質が見られる傾向が強い。

最近の研究で示唆されているのは、 家族の資産は子どもの福祉に積極的効 果を及ぼす一方で、最大の変化をもた らすのは母親の資産だということであ る。世界各地から得られた証拠により、 とくに貧しい世帯の女性は自分の管理 下にある収入のほとんどを、世帯のニー ズ、とくに子どものニーズを満たすの に必要不可欠な財・サービスに費やす ことがわかっている。対照的に、男性 は収入の相当部分をアルコールやタバ コといった個人的財に費やす傾向にあ る。さらに印象的な知見は、母親が資 産を有しているときのほうが、父親が 同じ資産を有しているときよりも子ど もの福祉への貢献が相当に大きいとい うことである。たとえばブラジルの都 市部で行われた研究では、資産所得が 母親のもとに蓄積される場合のほう が、父親のもとに蓄積されるときより も子どもの生存の可能性が顕著に高ま ることが明らかになった。娘の健康に 及ぼすプラスの影響はとりわけ大き い。インドの農村部に暮らす子どもた ちは、母親が所有する資産が多いほど、 も高くなった。インド南部のケララ州でぎりぎりの生活を送っている農業世帯では、母親が家庭菜園を耕す――その収穫は母親が管理する――ことで子どもの栄養状態にかなり大きなプラスの影響が及んでいた。

支出パターンの違いとは別に、土地 をはじめとする資産を有している母親 は家庭でいっそう大きな交渉力も持つ。 これにより、父親が管理している所得 でさえ、その利益が男女間でいっそう 公平に配分されることにつながりうる のである。最近の研究では、土地また は財産を所有している女性に対する夫 婦間暴力の発生件数がかなり低いこと もわかっている。これは子どもにとっ ても積極的な意味を持つことである。 ドメスティック・バイオレンス(家庭 内暴力)を目撃する子どもは、そうで ない子どもよりもより情緒面・行動面 で多くの問題を抱える傾向にあるため である。

女性が財産や財産権を持たないことは、HIV/エイズの脅威があるときにも子どもの福祉に影響を及ぼしうる。多くの国、とくにサハラ以南のアフリカ諸国では、夫がHIV/エイズで死亡した女性の子どもが精神的にも経済的にも最貧状態に置かれてきた。相続に関する慣習法で母親は財産を相続できず、土地・住居がない状態に置かれるためである。

が、父親のもとに蓄積されるときより 女性や子どもの福祉は、私的資産をも子どもの生存の可能性が顕著に高ま 所有しているかどうかということのみることが明らかになった。娘の健康に ならず、森や清潔な水といったコミュ及ぼすプラスの影響はとりわけ大き ニティの資産にアクセスできるかどうい。インドの農村部に暮らす子どもた かということにも影響を受ける。たきちは、母親が所有する資産が多いほど、 木・エサ集めや水汲みで母親を助ける 学校に通ったり医療を受けられる割合 のは主に子ども(とくに女子)である。

こうしたものが欠乏していれば負担は 高まり、場合によっては母親を助ける ために子どもが学校に行かなくなった り、最初から行かなかったりというこ とにもなりうる。コミュニティの資産 が欠乏すると子どもの健康も脅かされ かねない。安全な飲料水が手に入らな いことは病気の主要な原因のひとつで あり、子どもの生産性や学校への出席 率にも影響を及ぼす。森林破壊でたき 木が手に入りにくくなれば、女性は雑 草や収穫物の残り部分のような質の悪 い燃料で代用しなければならない。た き木そのものも煙に関わる病気と関連 している。燃料の質が悪ければ、煙た い台所で仕事をしたり遊んだりする子 どもにとっても危険が高まるのであ

多くの地域で、地域森林管理が地方 分権化されたことにより、とくに貧困 家庭にとってはこの問題が緩和される よりもむしろ悪化した。たとえば南ア ジアでは、最近設置された地域森林管 理委員会の多くが、幅広い層を包含す る民主的な委員会となるはずだったに も関わらず、もっぱら男性によって支 配されている。そして男性は通常、森 林資源に対する女性・子どものニーズ にほとんど注意を払わない。また、多 くの委員会は地元の森林を立ち入り禁 止にした。これは森の再生には役立つ ものの、女性や子ども(とくに女子) はたき木・エサ集めにいっそう多くの 時間とエネルギーを費やしたり、質の 悪い燃料に代えたりすることを余儀な くされ、子どもの労働負担、通学、健 康に悪影響が及んでいる。

要約すれば、女性が私的資産(とくに土地・住居)とコミュニティの資産(森林など)の両方にアクセスできる

主要な目的としなければならない

かどうかということが、多くの場合、子ども、とくに女子の生存・健康・教育・身体的安全を決定する主要な要因になっているということである。したがって、女性がこのような資産にアクセスできるようにすることを、開発戦略一般およびとくに貧困削減戦略の主要な目的としなければならない。

アクセスを強化する方法はいくつかある。 親の財産および婚姻財産に対する女性の権利 を向上させること、政府が財産・土地を移転 するときは共同所有権か個人所有権のいずれ かを通じて男女双方に平等に行きわたるよう にすること、女性グループが土地や住居に共 同でアクセスできるようにする計画を促進す ることなどである。これは一例に過ぎず、女 性が土地その他の財産にいっそうアクセスで きるようにするために、政府・コミュニティ がとることができる革新的方法は他にもいろ いろとある。同様に、森林や水といったコミュ ニティの資源への女性と子どものアクセスを 改善するためには、このような資源の管理に 女性がいっそう参加できるようにすることが 必要である。基本的には、土地・住居・コミュ ニティの資産に対する母親のアクセスを改善 させることは子どもの福祉に直接役立ち、家 庭でもコミュニティでもいっそう子どもの支 えとなる環境を創り出すうえで役に立つ。

アガルワル博士はデリー大学経済成長研究所の経済学教授であり、賞を受賞して幅広い影響力を及ぼした『自分自身の畑:南アジアにおけるジェンダーと土地権』(A Field of One's Own: Gender and Land Rights in South Asia, Cambridge University Press, 1994)の著者でもある。とくに貧困、ジェンダーによる不平等、財産権、環境管理などについての論文も多数執筆。現在、国際フェミニスト経済学会代表および国際経済連盟副代表。

子どもの貧困と子どもの保護の崩壊

貧困は子どもから 安全、尊厳および保護を奪う

貧困下で暮らす子どもが経験するのは物質的剥奪だけではない。情緒的・精神的貧困も子どもの 権利の否定である。しかし子どもの貧困のこのような側面について、またそれが物質的剥奪や家族・コミュニティの資源の欠如とどのように作用しあっているかという点については十分な調査と記録がなされておらず、子どもの保護に関わる国際的に比較可能なデータも依然として乏しいままとなっている。

子どもの権利条約は、すべての子どもが安全と 尊厳に満ちた子ども時代を経験できるようにする ために必要な**保護的な環境**を整える義務が政府と 親にあることを明確にした。同じぐらい明確なの は、世界中で数百万人の子どもたちがこのような 保護を否定されていることである。このような子 どもたちは、必要不可欠な財・サービスが不足し ているために生存・健康・教育に対する権利を脅 かされている子どもたちと同じぐらい貧しい状態 に置かれている。

毎年数千万人の子どもたちが搾取・暴力・虐待の被害を受けている。このような子どもたちは、家庭や学校から誘拐され、武力紛争のために徴用される。人身売買の対象とされ、売春や劣悪な環境の搾取工場で働くことを強いられる。いわれなく親のケアを奪われ、早婚を強要される。家庭や学校やコミュニティで暴力と虐待の対象とされる。こうした虐待の影響は広範に及び、根強く続く。それは子どもたちから子ども時代を奪い、可能性を充分に開花させることなどほど遠い状況に置くのである。

子どもたちは物質的剥奪によって 搾取・虐待に晒される

子どもから保護を奪う虐待は、深く根づいた物質的剥奪と結びついていることが多い。物質的貧困が搾取や虐待をどのように助長するかという点でもっともわかりやすいのが、児童労働である。物質的貧困により、権利侵害を受けやすい立場に置かれた一たとえば武力紛争に巻き込まれた、あるいはHIV/エイズで親を失ったり権利侵害を受けやすい立場に置かれたりした一子どもはを受けやすい立場に置かれたりした一子どもは経済的ニーズのために危険な労働に従事することを済めニーズのために危険な労働に従事することを接ているければならなくなってしまう。現在、最悪の形態の児童労働に従事していると考えられている子どもの数は1億8,000万人である(11)。

子どもから保護を奪う虐待は 貧困の世代間連鎖を強化する

物質的剥奪により、子どもたちは人身売買や商業的性的搾取の被害をいっそう受けやすくなる。毎年、推定で120万人の子どもが人身売買の対象にされているし(12)、200万人の子ども(そのうち過半数が女子)が数十億ドル規模の商業目的の性産業で性的搾取を受けているのである(13)。

子どもから保護を奪う虐待が貧困によって悪化する一方、虐待が子どもたちを物質的剥奪状態に追いやったり、もともとの貧困をさらに悪化さ虐を受けて路上に追いやられた子どもは、そこともしばある。家庭で暴力やで路上に追いやられた子どもは、そことはしばある。するとはがある。ができるとなり、子どもたちは学校に行くれ、さらなり、貧弱な健康状態を強いら貧困状態に置かれるのである。

子どもたちは刑事司法制度のもとで 特別なリスクに直面する

子どもたちは貧困のために法律に触れる行為をすることが少なくないが、罪を問われた子どもの権利をきちんと保障しない刑事司法制度は貧困を恒久化させる場合がある。子どもが食べ物を盗んだ罪を問われたり物乞いを理由に拘禁されたりするときは、貧困がその根底にあることが多い。罪

を問われた子どもに対する対応として拘禁という 措置がとられるとき、その子どもは早くから家族 およびコミュニティから切り離され、社会のなれる でうまく活動し、おとなになて貧困からなれても う。釈放されても汚名を着せられることが多っ。 釈放されても汚名をも難しくなってし去の の手統合も難しくなったといまる。これは、らに自なをさらに社会のなら 縁に追いやり、さいずれの場合にも、貧困という。 後に追いやり、はないでもなく、その後の を関している。 を関している。 を関している。 を関している。 を関している。 を関している。 を関している。 を関している。 を関いても影響を与える可能性がある。

家族こそが最善の保護を提供できる

家族は子どもを保護する第一の砦である。家族 から離れれば離れるほど、子どもは権利を侵害さ れやすくなる。家族から切り離された子どもは、 路上で生活・仕事をしているか施設に入れられて いるかを問わず、社会の周縁に追いやられ、虐待 され、おとなになってからの人生を貧困下で生き る確率が高い。路上で暮らす子どもたちは暴力や 搾取から保護されないままである。HIVに感染す るおそれもいっそう大きくなる。施設でケアされ ている子どもたちは、保護を奪うもっとも目に見 えやすい虐待からは一見保護されているように見 えるものの、年齢・性別によっておたがいに隔離 され、コミュニティの他の人々からも隔離されて いる。これにより、きわめて重要な社会的スキル の発達も、コミュニティからの支援や交流も制限 されるのである。

貧困との闘いは、子どもたちが搾取・暴力・虐待から解き放たれたときに初めて勝利の可能性が見えてくる。残念ながら、手っ取り早い解決策はない——子どもたちに、虐待に対する予防接種をすることはできないのである。しかし手立てはある。まずは、すべての子どもが力強い保護を与えてくれる環境で暮らせるようにすることから着手していくことである。

相対的剥奪としての子どもの貧困

たとえ深刻な剥奪・虐待を受けていなくても、 子どもは貧困を経験する場合がある

物質的条件がコミュニティの「標準」に近い家庭で成長することは子どもにとって重要である。子どもたちが貧困をどのように経験し、どのお査にでいて行われた調査である。ところによれば、相対的剥奪でもところによれば、相対的剥奪できないはであるとは貧しい国でもを傷つけることは貧しいすしもとなががな国でも変わりがない。おとなが財・サーる場でも変不可欠」なものとはとらえない財・サーる場である。他の子どもには与えられていると感じるかもしれないのである(14)。

相対的剥奪とは、 子どもの生存・成長・豊かな生のための 機会が不平等であることを意味する

家族所得・財産の面での相対的剥奪は、子ども が生存・成長・発達するために必要不可欠な財お よびサービスが絶対的に剥奪される要因のひとつ であり、子どもにとって大きな意味を持ちうる。 開発途上国43カ国を対象として最近実施された研 究によれば、人口のもっとも貧しい20%に属する 家庭の子どもは、もっとも豊かな20%に属する家 庭の子どもより、5歳になる前に死亡する確率が 平均して2倍以上高かった(15)。ブラジルでは、1 人あたりの世帯所得が最低賃金の半額に満たない 家庭の子どもは、5歳の誕生日を迎える前に死亡 する確率が3倍、非識字となる確率が21倍、適切 な上水設備のない住居で生活する確率が30倍高 い(16)。家族所得が低いことは、貧困のその他の側 面――親の教育が不足していること、農村部やス ラムに住んでいることによる環境的要素など―― と相互作用し、生存や保健・教育サービスへのア クセスといった子どもの権利を阻害することが少 なくないが、研究によれば、こうした他の要因と は関係なく、子どもの健康・教育面での成果を決 定づける要素にもなりうることがわかっている(17)。

これとの関連でとりわけ憂慮されるのは、この10年間は多くの開発途上国にとって急速な経済成長期であったにも関わらず、国家間でも、同じ国のなかの世帯間でも、所得の不平等が拡大してきたことである(18)。中国とインドでは、人口のか

なりの層が近年の急速な経済成長からそれほどの 恩恵を得ていない(19)。同様に、経済協力開発機 構(OECD) 加盟国における子どもの貧困につい ての研究により、1980年代後半以降、相対的貧 困下で——ここでは所得が全国中央値の半額に満 たない世帯で——暮らす子どもの割合が高まって いることがわかっている(28ページの図2.4 「OECD加盟国における子どもの貧困」参照)。

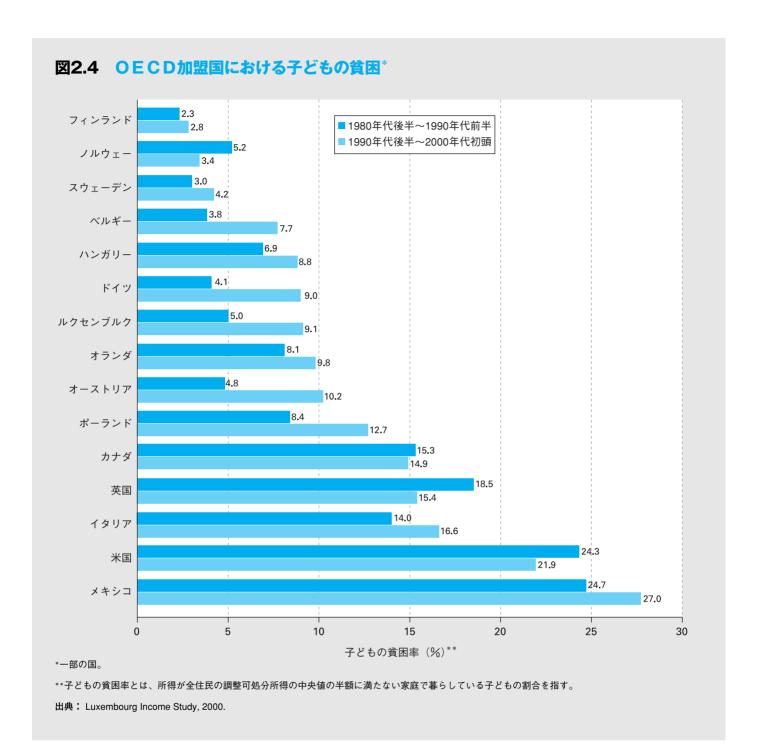
子どもの貧困は、この10年間で一部の 豊かな国々でも相対的に増加してきた

OECD加盟国中、比較可能なデータが入手できる15カ国のうち11カ国で、子どもの貧困率はほぼこの10年の間に顕著な増加を見せてきた。2000年を迎えた時点で子どもの貧困率が5%未満だったのはわずか3カ国(フィンランド、ノルウェー、スウェーデン)のみである。この10年間に低所得世帯で暮らす子どもの割合がわずかながらも減少したのは、4カ国(カナダ、ノルウェー、英国、米国)にすぎない。このうちノルウェーを除く3カ国では、1980年代後半の比較基準値が高かったため、子どもの相対的貧困の水準は依然として相対的に高いままである。

子どもの剥奪に取り組むための戦略

貧困下で暮らす子どもたちについての統計的証拠が示す光景は、寒々としたものである。このような証拠が私たちに突きつける、驚くべき割合で広がる深刻な子どもの剥奪状況は、乳幼児死亡率の削減や健康・栄養・教育・保護の改善におりを重要を妨げる。このような証拠が示す相対的剥奪率の上昇は、不利な立場に置かれた子どもたちが、平均世帯所得が増加しようとも、あるいは公的サービスが改善されたとしても、ほとんど、あるいはいる。ことがいかに子どもたちを危険にさらしている。ことがいかに子どもたちを危険にさいていないます。というな証拠は、保護的な環境が存在し、搾取・虐待・暴力を受けやすい立場に置いているかを明らかにしている。

こうした数字や動向を見ていると、各国あるいは各地方政府、民間セクターおよび国際社会が果たして、ミレニアム開発目標と「子どもにふさわしい世界」の約束を履行しようとしているのかどうか疑問に思えてくる。また、義務を負っているすべての者(上記の関係主体に加えて親やコミュニティを含む)に、子どもの貧困を削減しようと



いう決意がどのぐらいあるのかということも疑われる。さらに憂慮すべきなのは、子どもの貧困についてどう行動すべきかという経験と知識はすでに眼前にあるという事実である。

グローバル化と経済成長を子どものために 役立てる

子どもの剥奪を削減するために経済成長を 一定の方向に導かなければならない

貧困を相当にかつ持続的に削減してきた国々 は、マクロ経済的安定または経済成長ばかりを優 先するのではなく、むしろ経済問題と社会問題に 同時並行的に対応することで成功を収めてきた。 すでにわかっていることとして、たとえ急速な経 済成長が見られても、社会開発の面で積極的な成 果が得られるまでには時間がかかることがある。 それを示す重要な例は5歳未満児死亡率である。 中国とインドでは、1990年以降、堂々たる経済 成長を示しているにも関わらず5歳未満児死亡率 の年間平均削減率は急速に低下した(20)。子ども が基本的な社会サービスにより良くアクセスでき るようになった国々は、さらに多くの支出を行お うとしている。たとえばコスタリカ、マレーシア、 モーリシャスなどは、この数十年間、一貫してそ うしてきた(21)。ミレニアム開発目標を達成する ために経済成長が必要なのは明らかだが、最近の 世界銀行の研究によれば、サハラ以南のアフリカ に位置する2つの国は、経済成長の速度よりもむ しろ公正な所得配分が実現されたことにより、 2015年までに最高の貧困削減率を達成できる見 込みである(22)。

子どもへの投資は経済的見返りをもたらし、 人間開発にもつながる

最近の証拠が示すところによれば、教育を含む人的資本への投資は、十分な教育を受けた精力的な労働力から利益を得たいと考えている投資家からの海外資本を開発途上国に魅きつける (23)。同様に、経済回復や海外直接投資は、1990年代に計画経済から市場経済への移行を遂げたいくつかの国々の優れた教育制度と十分な訓練を受けた労働力とに関連していた (24)。

危機の時代にあっても子どもの権利を保護する 国々は、より高い水準の人間開発から利益を得る ことになる。世界銀行の報告書によれば、キュー バ—1人あたり所得は中間水準であるにも関わ らず高水準の人間開発を誇る国——は、1990年代 に保健・教育支出をおおむね維持しながら防衛支 出を急激に削減していた (25)。

債務救済と防衛支出削減は 資源の解放につながりうる

後発開発途上国の重債務を抑え込もうとして国際金融機関が最近進めている取り組み――主として「重債務貧困国イニシアチブ」およびこれ以上の重債務を防止するための努力――は歓迎すべきものであり、必要なものでもある。多くの開発途上国は、教育や保健よりも債務返済のほうにすでにより多くの支出を行っている。国内総生産の1割以上を債務返済に費やしている国もあり、現在38カ国が、極端に貧しく、かつ巨額の債務を抱えているために上記イニシアチブの対象となっている。

一方、世界が現在1年間に費やしている防衛支出はほぼ1兆ドルである。これは、2015年までにミレニアム開発目標を達成するために必要と見積もられている年間費用400~700億米ドルとりもはるかに多い。世界の最貧国の多くは、保健・教育よりも軍事的装備・兵員のほうにはるかがか会に強の予算を出し続けている。その支出のわずが社会役債のために数百万ドルを用意できるはずである。ボリビア、ボツワナ、ガーナ、ケニア、マレンを国々でこと数年の間にどのようなできればである。ボリビア、ボッワナ、ガーナ、ケニア、マレ経のか・社会的成果が出るのか、興味深く見守って教育的・社会的成果が出るのか、軍事支出よりもなったい。これらの国々では、軍事支出よりもである。

開発のための地域の解決策および参加型計画を促進する

ミレニアム開発目標とモンテレー・コンセンサスが国際的課題の流れを推し進めるなかで、世界い決意を表明するに至った。透明性の高い公共予算、広範な協議および参加型の計画プロセスを通ばするという決意である。これはでは、なわち、世界は貧しい国々と豊かな国々の2つまれが異なった目的やするという考え方を拒絶するるとにそのかれており、それぞれが異なった目的やほければならない。すなわち、計画を実施する者はそのものにし、他国の経験がよいとである。

貧困削減戦略ペーパーは後発開発途上国に おける貧困削減の主たる焦点となりつつある

1999年以降、低所得国の政府は貧困削減戦略ペーパー(PRSP)を作成するよう求められている。国際金融機関から援助や融資を受ける資格があると認められるためには貧困削減戦略ペーパーで鍵となる一連の基準が満たされていなければならず、これは「重債務貧困国イニシアチブ」にもとづく債務減額を利用するための手段となってもた。貧困削減戦略ペーパーは貧困削減を国家的・国際的政策の突出した目標のひとつに位置づけ、ミレニアム開発目標の達成のためにますます活用されるようになりつつある。

子ども時代を充足させ保護するために、 貧困削減戦略ペーパーを活用する

貧困削減戦略ペーパーが発展しつつあること――そしてそれをいっそう効果的かつ公いかと知りまためにはどうすればいかからについて議論が活発になりつつあること――はになりつかること――はになりている。貧困の狭い視点があることを示しては部門別の状い視点がら、財政上の課題、予算の透明性および社会をいる。対したと並んで個人の自由、民主主義おにびの担かがのはあるのは、子ども表れば、子としている。子どもであるによれば、子さく扱われず、マク関心事はそれほど大きく扱われず、マクの関心事はそれほど大きく扱われず、での関心事はそれない傾向にあるのというである。これは、子どもの権利を充足するの関心事はそれば、子どもの権利を充足することによれば、子どもの権利を充足することによれば、子どもの権利を充足することによりによりに対している。

とに強く焦点を当てるとすれば、子どもとその家族にとって鍵となる諸問題、子どもの貧困の原因となるその国特有の要素、子どものための機会を拡大する方法などを取り扱うことになろう。

ユニセフは、各国政府およびパートナーと協力 して、予防接種、無償教育、子どもの権利を保とするための立法的取り組みといった子どもはこの優先課題が貧困削減戦略ペーパーに組み込まれるよう努力してきた。しかし、公的制度で汚地のお市民社会組織が十分に機能せず、そこで関連の指しまり、健康・教育に対する権利を含む子となり、健康・教育に対する権利を含む子との権利実現が可能となる環境づくりが妨がらる場合もある。したがって、開発途上国で義務を負資でいる者の能力を向上させるためには、公かがナンス、質の高い基本的な生活便益が十分ではないといった制約にも対応する必要があるのである。

国レベルおよびコミュニティ・レベルに おける統合的・包括的プログラム

貧困がもたらす子ども時代への脅威は多くの面にわたる。従って、その対応も同様にさまざまな要素を包含するものでなければならない。手始めに、乳幼児期に対する統合的アプローチをとり、すべての子どもが生存し、より豊かな生活を送ることができるようになる可能性を大幅に改善する必要がある。

家族・若者を支援するために総計でどのぐらい の公的支出が費やされているかは、OECD加盟国 における子どもの相対的貧困の発生率と密接な相 関関係にある(35ページの図2.5「OECD加盟国 における社会支出と子どもの貧困 | 参照)。政府 の資金による諸制度が十分に発達していれば、社 会的排除の発生率を低く抑え、それに関連して生 じる子ども・若者にとってのリスクも予防するこ とができる。同じように複雑な福祉制度を整える ことは、貧しい国々にとってはコストがかかり過 ぎて不可能だと考えられる場合もある。しかし、 中所得諸国にももっとできることがあることは明 らかであり、国際支援、中央政府による取り組み および地方レベルでの革新的な解決策によって、 開発途上国の政府が負担しているコストの一部を 取り除くことができるはずである。

メキシコで1997年に開始された「オポルチュニダーデス」(機会)・プログラムは、世帯構成

員が学校およびヘルスクリニックに通っていることが証明されるという条件で現金を提供している。これにより、重要かつ一貫した成果が生み出されてきた。同プログラムはこの5年間で対象を2倍に伸ばし、現在500万世帯という目標を成に向けて着実に進みつつある。このプログラムの対象とされている農村地域ではヘルスクリニックへの通院率が57%向上し、5歳未満児有病率は相当に削減された。学校への出席率・修了率も飛躍的に上昇している(32ページのパネル「オポルチュニダーデス:ある貧困削減プログラムの成功」参照)。

マダガスカルでは、包括的な子どもの生存プロ グラムが5歳未満児死亡率の削減に役立ってい る。同国の5歳未満児の3分の1は中度または重 度の低体重である。しかし問題の根本的原因は食 べ物がないことではなく、食べ物の与え方に問題 があることや、マラリア、下痢その他の頻繁に起 こる病気などにある。同プログラムで行われてい る活動は、すべての子どもにワクチンを接種する こと、すべての母親・新生児が殺虫剤処理済の蚊 帳で保護されるようにすること、経口補水塩 (ORS) を無償で提供することなどである。母親 に対しては母乳育児が奨励される。乳児の病気が 減り、栄養状態もよくなるからである。また、よ り栄養価の高い食べ物の与え方、子どもに不足し がちなビタミンAを与えることなども教えられ る。学校ではトイレと安全な飲料水が用意され、 保健員は子ども時代の病気の治療・予防管理につ いて研修を受けるのだ。

統合的アプローチは市場経済を採用している中所得・高所得諸国でもうまくいくことが証明されてきた。このような国々では、教育面での不利益、高い頻度でおこる疾病、肥満、10代の妊娠・出産、高い青年失業率、薬物濫用、犯罪という形で貧困が姿を現すことが多い。

ジェンダーの視点により、貧困削減計画の 有効性を向上させることができる

公的関与にあたってジェンダーの視点を持つことは豊かな国でも貧しい国でも同じように重要である。OECD加盟国のうち、世帯所得で測定した子どもの貧困率がもっとも低い国々では、子どものいる家庭に対して寛大な支援を行っていると同時に、女性の労働市場参加率も高い。女性(ひとり親の女性も含む)の就労率が高いことは、多くのOECD加盟国で、1990年代を通じて子どもの貧

困を削減することに貢献してきた(27)。

米国のようにきわめて柔軟な労働市場や、北欧諸国に見られるようなジェンダーにもとづくは、の国々の女性を保護するための有効な法的保護はしれるような性にとっては縁のないものかも応れない。それでも、女性の経済的不安定に対応場して対応場合でも、女性の経済的不安定に対応場合を追求することは前述したオポルチューテス・プログラムの成功は、ほぼすべてところが支給されたことによるとれで女性に現金が支給されたことによるとですが支給されたことによるとでするで女性に現金が支給されたことによるとである。

子どものための保護的な環境を強化する

子どものための保護的な環境を強化する法律や地域的なイニシアチブを整備することは、経済的発展と子どもの権利の充足という両方の成果を施したらすだろう。児童労働撲滅国際計画が最近であると、20年間の期間にわたったの表を見ると、20年間の期間にわたった場合、児童労働を根絶することの経済的利益によっためのコストをはるかに上回るという記拠を提示してくれている。このモデのでは、債務労働や売買春といった犯罪的搾取の民童労働を根絶するために予したのに登立の形態の児童労働を根絶するためにの行動をとることが構想されている。学齢をいる資困家庭に手当を支給する所得移転のプレビストを負担するのに役に立つだろう。

ブラジルの「ボルサ・エスコラ」(スクール・バッグ)イニシアチブでは、7~14歳の子ども全員を就学させることに同意し、90%の出席率を維持した貧困家庭に最低月額給与を支給している⁽²⁹⁾。ブラジルの1990年子ども・青少年法は、子どもの権利に関する国内法としてはもっとも進んだもののひとつである。同国では、子どもの保護をもののひとつである。同国では、子どもの保護をとめるために、保護的な環境を作り出す方法をとったことにより、児童労働の発生件数を劇的に減らすことに成功した―働く子ども(5~15歳)の人数が、1995年から2002年の間に約220万人少なくなったのである ⁽³⁰⁾。

オポルチュニダーデス: ある貧困削減プログラムの成功



「オポルチュニダーデス」はこのような女性・家族を直接対象とし、奨学金、基本 的な保健ケア、衛生教育、栄養補完手段を提供している。

1997年以降、「オポルチュニダーデス」(機会)と呼ばれる大規模かつ革新的な政府プログラムが、メキシコの子どもたち数百万人とその家族の生活に変化をもたらしている。

オポルチュニダーデスは、2003年に は420万の家庭にサービスを提供した。 これは能力的貧困下(定義は後述)で 暮らしている家庭の4世帯に3世帯の 割合である。2004年の活動に向けて承 認された予算では500万世帯が対象と される。同プログラムは、短期的には こうした家庭の健康状態・教育状況の 改善を目指すものである。長期的には、 所得や就労の見通しを向上させる教育 を通じてこうした家庭が貧困を脱する ことを狙いとしている。社会政策・貧 困削減戦略としてのオポルチュニダー デスの長所は、第三者によって最近実 施された評価から知ることが可能であ る。その評価によれば、プログラムが 実施された地域では学校への出席率・ 修了率、母子の健康、社会経済的条件 および世帯所得の面で改善が見られた (次のページの「主な成果 | 参照)。

同プログラムが焦点を当てているの は「能力的」貧困 (pobreza de capacidades) 下で暮らしている家庭 である。基本的な食糧および健康上・ 教育上のニーズを満たすために必要な 所得を得ていない家庭のことで、560 万世帯 (メキシコの全世帯の25.3%) がこのような状況下にある。同プログ ラムでは、母親に直接現金を支給して、 母親が子どもの诵学費用を払ったり、 食べ物や学用品を買ったり、家族全員 が十分な栄養を受け、保健施設に通え るようにして、これらの特別なニーズ に応えている。学校とヘルスクリニッ クは、子どもたちが学校に通っている こと、家族が実際に保健サービスを利 用していることを証明するよう求めら れる。同プログラムでは、一貫したモ ニタリングを通じて、プログラム自体 の効果や成果が継続的に評価されてい る。

運営費用が低く――プログラム予算全体の6%にも満たない―、なおかつ徹底した評価のしくみが設けられていることによって、オポルチュニダーデスは非常に効率的な運営で高い評価

を集め、この種の計画としては政権が 代わっても廃止されなかった最初のも のとなった。オポルチュニダーデスは、 エルネスト・セディージョ前大統領の 政権(1994~2000年)下で、「プログ レーサ | (進歩) の名称で開始されたも のである。ビセンテ・フォックス現大 統領のもとでも、オポルチュニダーデ スは政府にとってもっとも重要な社会 プログラムとなっている。ここ数年の 間に政治情勢の面で大規模な変化があっ たにも関わらずプログラムは存続しつ づけ、メキシコ議会では同プログラム の予算を毎年増額している。フォック ス政権は高校就学用の資金を増額し、 都市部・首都圏の家庭も計画の対象に するとともに、プログラムの運営・監 督システムを改善してきた。

オポルチュニダーデスは、「開発・ 教育・保健のための国家計画(2002~ 2006年) | で定められているとおり、 社会開発省・教育省・保健省が合同で 実施するプログラムである。各省庁が その取り組みを調整することにより、 効果的にプログラムの効率を向上さ せ、対象範囲を拡大し、取り組みの重 複を回避できることが証明されてい る。2002年には米州開発銀行とメキシ コ政府が資金提供パッケージに調印 し、3年の期間で10億米ドルの資金が 提供されることになった。このパッケー ジは2005年に3年の期間で更新され、 さらに10億米ドルが提供される予定で ある。これにより、オポルチュニダー デスは2008年まで存続できることが確 実となる。

同プログラムの重要な特徴は次のと おりである。

• 規模および持続可能性:1997年に同プログラム(当時は「プログレーサ」)が対象とした家庭は12州1万3,000地区の30万705世帯だった。初めて年間を通じて運営が行われた1998年にはプログラムが拡大され、160万

世帯が対象とされた。その後、毎年 規模が拡大されている。2004年には 500万世帯(2,500万人)が対象とさ れる予定であり、すでに25億米ドル を超える予算が配分されている。

- ・対象設定:オポルチュニダーデスは 2003年には7万436地区で運営されたが、その96%は、人口2,500人未満の、社会の周縁に追いやられに追いた農村地域である。2002年には、人口100万人以下で周縁化の水産は、人口100万人以下で周縁化の大変をある。農村部では、事まなの対象の受給資調では、申請のために設置された情報をは、申請のために設置された情報をは、申請のために設置された情報をは、申請のために設置された情報をは、中間のために設置された情報をは、自動を表別では、申請のために設置された情報をした。
- ジェンダーへの配慮:プログラムの優先課題のひとつは女性の状況を改善することである。これは、情報・知識へのアクセスの向上および意思決定過程への積極的参加を通じて、家庭・社会における女性の立場を強

- 化することによって進められる。現金手当を受給している世帯の約98%で女性が世帯主となっているが、これは女性の自立性を高め、受給わちに、対象であために(すなわちに)使われるようにするためである。教育面では、中学(第7~9学年)を暗のでは、中学(第7~9学年)を当時のである。が男子よりも高い。ジェンダーによる両段階での出席率の格差を少なくするためである。
- 若者: 奨学金の額は学年が高くなるにつれて徐々に高くなる。子どもが存からの脱落が多くなる傾向に歯とめをかけるためである。2003/2004年度には、中学校の生徒140万人金を同校の生徒53万5,000人が奨学機の生徒53万5,000人が奨学機の生徒53万0の人が奨学機のある若針(Jóvenes con Oportunidades)という別個の構成要素もあり、第12学年を修了して高等教育へのの進学、事業の立ち上げ、健康保険へのかまたは住居購入を希望することに貯蓄預金口座を用意している。

主な成果

教育

- 小学校3年時点での脱落率が、農村部で女子14.8%、男子22.4%減少した。
- 小学校3年時点での履修未了者が、都市部で女子14.2%、 男子9.6%減少した。
- 中学校出席率が農村部で25%上昇した(女子32.2%増、 男子17.1%増)。
- 中学校1年時点での出席率が都市部で5%上昇した(女子7%増、男子3%増)。
- 高校1年時点での出席率が農村部で85%上昇した(女子79%増、男子90%増)。
- 高校1年時点での出席率が都市部で10%上昇した(女子 11.2%増、男子9.1%増)。

健康・栄養

- ●ヘルスクリニックへの通院率が農村部で57%上昇した。
- 5歳未満児の栄養健診を目的としたヘルスクリニックへの通院率が農村部で45%上昇した。
- オポルチュニダーデスの対象とされた自治体では、そうでない自治体よりも妊産婦死亡率が11%低かった。
- 5歳未満児有病率が12%減少した。
- オポルチュニダーデスの対象とされた自治体では、そうでない自治体よりも乳幼児死亡率が2%低かった。

100ページの注参照。

子どもの参加を得る

子どもたち自身も、子どもの貧困とは何を意味するのか、その理解を助けてくれる。「若者たちの生活」は、英国の開発研究所が実施している国際研究プロジェクトで、子どもの貧困の変化を15年以上記録している。同プロジェクトが目指すのは、エチオピア、インド、ペルーおよびベトナもでの調査を通じ、国際的・国内的政策と子どもたちの日常生活との関連を明らかにすることである。同プロジェクトでは参加が非常に重視されている。

10年以上に及ぶ紛争、民族間の緊張、経済危機で貧困状態に陥ったセルビア・モンテネグロでは、ユニセフが政府および地元の非政府組織(NGO)と協力して子どもの貧困に関する参加型研究を実施しており、そのなかで子どもたちやその親と相談することを重視してきた。調査では世論調査やアンケートといった人間味のない伝統的な手法は避け、ゲームのように設定した議論に子どもたちを参加させている。

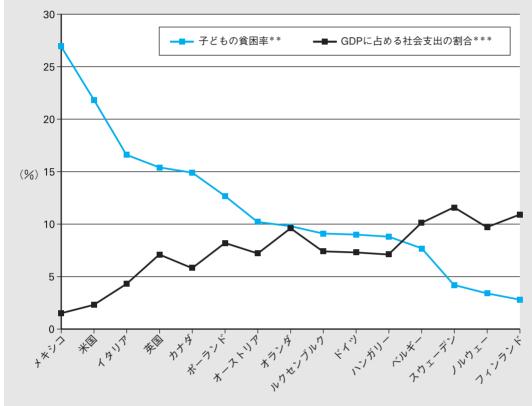
幼い子どもたちは、本、おもちゃ、遊び場といった物質的な物が不足している状態を貧困状態とに に指摘するが、もう少し大きな子どもたちは、活制度の運営方法などにも言及する。親は子どらゆる はりも所得面の貧困を訴え、それが他のあらる 問題の根源であると考えている。しかし研究からは、教育から保健、そして遊びから適切な生活の は、教育から保健、そして遊びから適切な生権利の なこことが明のの表 であるとがこことが可のあるとがでいるということが可のある。 とが言っていたように、「子どもの意見にようやく耳が傾けられるようになった」のである。

前進の道筋

貧困は、現在の世界で子ども時代をもっとも脅かしている3つの脅威のひとつである。しかし貧困に対応すべき方法は明らかになっており、国際社会にそれを追求する政治的・経済的意思があるかどうかにかかっている。これまで見てきた証拠から浮かび上がってくる重要な教訓は次のとおりである。

- ミレニアム開発目標を達成することにより、開 発途上国の子どもたちが経験している物質的貧 困の削減は相当程度可能になる。ミレニアム開 発目標と、子どもたちのためになることをとく に目的として立案される諸政策は、相互に関連 しあい、おたがいに強化しあう戦略である。子 どもたちが直面している剥奪の多くは、世帯所 得にプラスの変化をもたらし、基本的な社会サー ビスへのアクセスを向上させることによって対 応できる。それでもなお、子どもたちが経験し ている貧困の多くの側面を緩和するための行動 を優先すべきことについては、強力な主張をす ることが可能である。そのためには、意識の向 上、さまざまな側面を持った問題として子ども の貧困に対応しなければならないという考え 方、モニタリングおよび教訓の共有体制の改善、 さまざまな主体の幅広い連合を構築するための 努力が必要となる。
- 貧困から子ども時代を保護することは世界の責任であると同時に各国の責任でもある。子どる別の生存・成長・発達・参加の権利を否定するで表対な別奪は低所得諸国に圧倒的に集中しても別ない。これに知えて、第一次産品の価格変動や気候条件の悪化といった外的な衝撃から身を守る力も弱いのの場がある。国・地方の政府は、そのである。国レベルおよび国際社会のであるが多面的な行動を起こすことのでまるのが表大の成果を達成することができるのだまであるとはいるとはいて、最大の成果を達成することができるのであると同様であるとはできるのの果を達成することができるのであると同様であるというできるのであると同様であるというできるのであると同様であるという。
- ●子どもの剥奪に対する対応策は地域で立案され、地域のものと位置づけられる必要がある――家族と子どもたちが解決策の一翼を担わなければならない。これまでに見てきた証拠で強調されているのは、「どこでも通用する万能策」にもとづいて対応策を立てるのではなく、それぞれの国を基盤とし、地域の状況とジェンダーに配

図2.5 OECD加盟国における社会支出と子どもの貧困*



- *一部の国(1990年代後半〜2000 年代初頭)。
- **子どもの貧困率とは、所得が 全住民の調整可処分所得の中央 値の半額に満たない家庭で暮ら している子どもの割合を指す。
- ***社会支出の数値は、家族手当 その他の関連の諸手当(就労年 齢層を対象とした就労不能関連 手当、現役労働市場プログラム、 失業手当、住宅手当その他の社 会諸手当を含む)がGDPに占め る割合に基づいている。ただし、 ベルギーと米国の数値には住宅 手当が含まれていない。また、 メキシコの数値には失業手当が 含まれていない。

出典:子どもの貧困率はLuxembourg Income Study, 2000より。 GDPに占める社会支出の割合は OECD社会支出データベース (2004年) より。

慮した健全な分析にもとづいて対応策を組み立てることが重要だということである。たとえば、その国の状況や地域の家族の状況が十分に理解されていなければ、子どもに焦点を当てた保健上・教育上の対応策も望んだ成果につながらない場合がある。

- 家庭から国レベル・国際的レベルの取り組みに 至るまでのあらゆるレベルで子どものための保 護的な環境を強化することが、貧困削減戦略の 優先課題とされなければならない。
- ●紛争を解決し、HIV/エイズと闘わなければならない。いずれも子どもたちが経験している貧困を助長し、貧困とあいまって子ども時代を損なうものだからである。

子どもの貧困の多面的側面

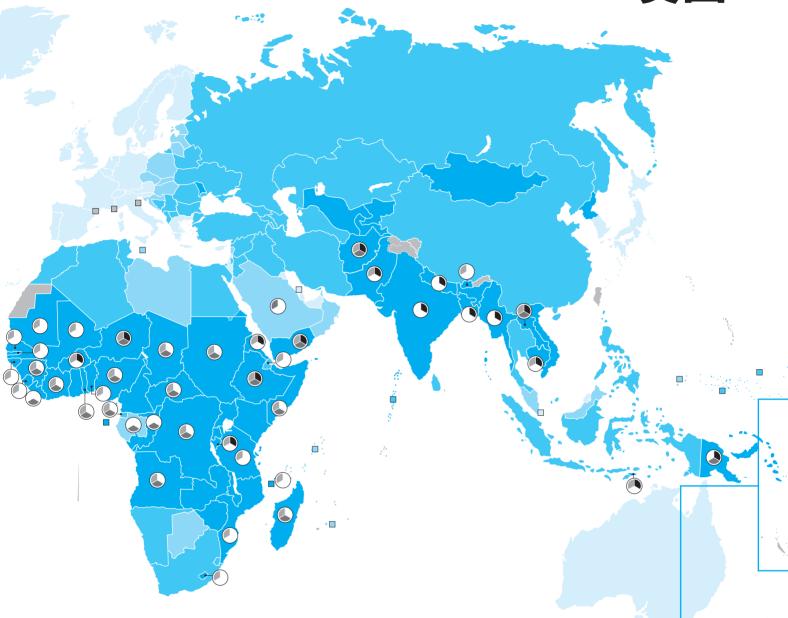
貧困はすべての権利を脅かし、生存・発達・豊かな生活のために必要な能力を子どもたちから奪う。このマップで焦点が当たっている国々に住む子どもたちは、何らかの形で必要不可欠な財・サービスをもっとも深刻に奪われている。すべての子どもの3分の1以上が栄養不良状態にあり、基本的な予防接種を受けられず、あるいは就学・通学していない。改善された飲料水源や適切な衛生設備にアクセスできる人々が人口の半数に満たない国も、13カ国ある。

所得面での貧困を測定する基準は、問題がどこにあるのかを示してくれるよい指標である。剥奪水準の高い国々では、ほとんどの場合、1人あたり所する水準も低い。しかし、所得面での貧困を測定する基準をもって、子どもたちが実際にどのように伝えるとは不可能である。たとえばインドとセネガルでは1人あたり所得の水準はきわめて似通っているで、それが強いのに対して、セネガルの子どもたちは栄養不良の危機に晒される教育を受けられない可能性が高い。ペルーの子どもないである。を受けられない可能性が高い。ペルーの子どもが、を受けられない可能性が高い。ペルーの子どもが、まる育ちの89%はDPT3ワクチンの接種を受けているが、ドミニカ共和国では65%の子どもしか同じ予防接種を受けていない――しかし、前者の1人あたり所得は後者よりも4%弱だけ高いに過ぎないのである。



危機に晒される子どもたち:

貧困



1 人あたりGNI (2003年)

低所得:765ドル以下

下位中所得:766~3,035ドル

上位中所得:3,036~9,385ドル

高所得:9,386ドル以上

データなし

出典: 所得別分類については世界銀行

貧困のさまざまな側面

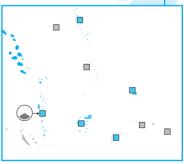
子どもの 3分の1以上が 初等学校に 就学・通学 していない (1996~2003年)*



5歳未満児の 3分の1以上が 中度・重度の 低体重状態にある (1995~2003年)*

1歳児の3分の1以上が DPT3の予防接種を 受けていない(2003年)

*ここに示した期間中、データが入手できた直近の年の データにもとづく。



この地図は、いずれかの国もしくは地域の法 的地位またはいずれかの国境の確定に関する ユニセフの立場を反映するものではない。

点線は、インドとパキスタンが合意したジャンムー・カシミールのおおよその統治線を表したものである。ジャンムー・カシミールの 地位の確定については当事者の合意が得られていない。